



鳥取県公報

平成15年 3月31日(月)
号外第50号

毎週火・金曜日発行

目 次

人委規則	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則(6)(給与課)..... 1
	職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(7)()..... 4

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 3月31日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第6号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下「削除号」という。)を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 高等学校、盲学校、聾学校又は養護学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、講師(常時勤務する者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。))に限る。)</p> <p>助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舍指導員</p> <p>(2) 略</p>	<p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 高等学校、盲学校、聾学校又は養護学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、講師(常時勤務する者に限る。)、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舍指導員</p> <p>(2) 略</p>

(3) 公文書館の専門員、保育専門学院の主幹(教務の職務を行う者に限る。)部長及び講師、鳥取看護専門学校の主幹(教務の職務を行う者に限る。)教務主任及び講師並びに倉吉総合看護専門学校の主幹(教務の職務を行う者に限る。)部長、教務主任及び講師

(4) 教育総務課の指導主事及び健康管理主事、小中学校課の指導主事及び管理主事、高等学校課の高校教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、生涯学習課の社会教育主査、社会教育係長、指導主事及び社会教育主事、人権・同和教育課の指導主査、推進係長及び指導主事、文化課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事並びに体育保健課の指導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主事

(5) 教育センターの教科教育係長、教職教育係長、指導主事及び研修主事

(6)~(10) 略

2 略

3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 中学校又は小学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、講師(常時勤務する者及び再任用短時間勤務職員に限る。)助教諭及び養護助教諭

(2)及び(3) 略

(4) 教育総務課の指導主事及び健康管理主事、小中学校課の義務教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、生涯学習課の社会教育主査、社会教育係長、指導主事及び社会教育主事、人権・同和教育課の指導主査、推進係長及び指導主事、文化課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事並びに体育保健課の指導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主事

(5) 教育事務所の次長、係長、指導主事、社会教育主事及び管理主事

(6) 教育センターの教科教育係長、教職教育係長、指導主事及び研修主事

(7)~(11) 略

4 略

(研究職給料表)

第3条 研究職給料表は、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員で、次に掲げるものに適用する。

(1) 産業技術センターのセンター長、次長、専門研究員、部長、所長、室長、科長、特別研究員及び研究員

(3) 公文書館の専門員、喜多原学園の園長、主幹(児童自立支援専門員の職務を行う者に限る。)部長、主任(児童自立支援専門員の職務を行う者に限る。)及び児童自立支援専門員、保育専門学院の主幹(教務の職務を行う者に限る。)部長及び講師、鳥取看護専門学校の主幹(教務の職務を行う者に限る。)教務主任及び講師並びに倉吉総合看護専門学校の主幹(教務の職務を行う者に限る。)部長、教務主任及び講師

(4) 総務福利課の指導主事及び健康管理主事、小中学校課の指導主事及び管理主事、高等学校課の高校教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、生涯学習課の社会教育主査、社会教育係長、指導主事及び社会教育主事、人権・同和教育課の指導主査、推進係長及び指導主事、文化課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事並びに体育保健課の指導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主事

(5) 教育センターの指導主事及び研修主事

(6)~(10) 略

2 略

3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 中学校、小学校又は幼稚園の校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、講師(常時勤務する者に限る。)助教諭及び養護助教諭

(2)及び(3) 略

(4) 総務福利課の指導主事及び健康管理主事、小中学校課の義務教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、生涯学習課の社会教育主査、社会教育係長、指導主事及び社会教育主事、人権・同和教育課の指導主査、推進係長及び指導主事、文化課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事並びに体育保健課の指導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主事

(5) 教育事務所の係長、指導主事、社会教育主事及び管理主事

(6) 教育センターの指導主事及び研修主事

(7)~(11) 略

4 略

(研究職給料表)

第3条 研究職給料表は、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員で、次に掲げるものに適用する。

(1) 産業技術センターの所長、次長、専門研究員、部長、室長、科長及び研究員

(2)~(6) 略

(7) 水産試験場の場長、専門研究員、科長及び研究員

(8) 栽培漁業センターの所長、専門研究員、科長及び研究員

(9) 衛生環境研究所の所長、次長、専門研究員、室長、室長補佐、特別研究員及び研究員

(10) 略

(11) 博物館の副館長(学芸員の資格を有する者に限る。) 課長(学芸員の資格を有する者に限る。) 専門学芸員、課長補佐(学芸員の資格を有する者に限る。) 係長(学芸員の資格を有する者に限る。) 及び学芸員

(医療職給料表)

第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 略

(2) 皆生小児療育センターの院長、副院長、部長、医長、副医長及び医師

(3) 鳥取療育園又は中部療育園の園長

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 略

(2) 鳥取療育園又は中部療育園の技幹、主任(技術吏員に限る。) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び理療師

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

3 医療職給料表(3)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1)~(4) 略

(5) 鳥取療育園又は中部療育園の技幹及び看護師

(6)及び(7) 略

(2)~(6) 略

(7) 水産試験場の場長、次長、専門研究員、部長、科長及び研究員

(8) 衛生環境研究所の所長、次長、専門研究員、室長、室長補佐及び研究員

(9) 略

(10) 博物館の課長(学芸員の資格を有する者に限る。) 専門学芸員、課長補佐(学芸員の資格を有する者に限る。) 係長(学芸員の資格を有する者に限る。) 及び学芸員

(医療職給料表)

第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 略

(2) 皆生小児療育センターの院長、副院長、医長、副医長及び医師

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 積善学園の技幹、主任(技術吏員に限る。) 及び言語聴覚士

(2) 略

(3) 鳥取療育園の技幹、主任(技術吏員に限る。) 理学療法士、作業療法士及び理療師

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

3 医療職給料表(3)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1)~(4) 略

(5) 鳥取療育園の技幹及び看護師

(6)及び(7) 略

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 3月31日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第7号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目（以下「削除別表細目」という。）を削り、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号及び別表の細目の表示並びに削除号及び削除別表細目を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び別表の細目の表示並びに追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前								
<p>（特別の場合の特別昇給）</p> <p>第15条 勤務成績の特に良好な職員が次の各号のいづれかに該当する場合には、当該各号に掲げる号数上位の号給（第11条の規定の例により得られる職務の級の最高の号給を超える給料月額を含む。）に昇給させることができる。この場合においては、第1号及び第2号の規定を併せて適用してはならない。</p> <p>（1） 20年以上勤続して退職する場合 <u>1号給</u></p> <p>（2） 略</p> <p>（3） 略</p> <p>（4） 略</p> <p>別表第3の4（第2条の2関係）</p> <p style="text-align: center;">教育職給料表(1)級別標準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">職務の級</td> <td style="text-align: center;">標 準 的 な 職 務</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	職務の級	標 準 的 な 職 務	略		<p>（特別の場合の特別昇給）</p> <p>第15条 勤務成績の特に良好な職員が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる号数上位の号給（第11条の規定の例により得られる職務の級の最高の号給を超える給料月額を含む。）に昇給させることができる。この場合においては、第1号又は第2号及び第3号の規定を併せて適用してはならない。</p> <p>（1） 10年以上20年未満勤続して退職する場合 <u>1号給</u></p> <p>（2） 20年以上勤続して退職する場合 <u>2号給</u></p> <p>（3） 略</p> <p>（4） 略</p> <p>（5） 略</p> <p>別表第3の4（第2条の2関係）</p> <p style="text-align: center;">教育職給料表(1)級別標準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">職務の級</td> <td style="text-align: center;">標 準 的 な 職 務</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	職務の級	標 準 的 な 職 務	略	
職務の級	標 準 的 な 職 務								
略									
職務の級	標 準 的 な 職 務								
略									

2 級	<p>1 ~ 3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 教育センターの係長、指導主事又は研修主事の職務</p> <p>8 略</p> <p>9 略</p> <p>10 略</p> <p>11 略</p> <p>12 略</p>
3 級	<p>1 ~ 3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 教育センターの困難な業務を分掌する係の長又は困難な業務を処理する指導主事若しくは研修主事の職務</p> <p>8 略</p> <p>9 略</p> <p>10 略</p> <p>11 略</p> <p>12 略</p>
略	

別表第3の5（第2条の2関係）

教育職給料表(2)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	中学校又は小学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務
2 級	<p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 教育委員会事務局の次長、係長、指導主事、社会教育主事、管理主事、文化財主事又は健康管理主事の職務</p> <p>5 教育センターの係長、指導主事又は研修主事の職務</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p>

2 級	<p>1 ~ 3 略</p> <p>4 喜多原学園の部長、主任又は児童自立支援専門員の職務</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p> <p>8 教育センターの指導主事又は研修主事の職務</p> <p>9 略</p> <p>10 略</p> <p>11 略</p> <p>12 略</p> <p>13 略</p>
3 級	<p>1 ~ 3 略</p> <p>4 喜多原学園の園長又は困難な業務を処理する部長の職務</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p> <p>8 教育センターの困難な業務を処理する指導主事又は研修主事の職務</p> <p>9 略</p> <p>10 略</p> <p>11 略</p> <p>12 略</p> <p>13 略</p>
略	

別表第3の5（第2条の2関係）

教育職給料表(2)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	中学校、小学校又は幼稚園の講師、助教諭又は養護助教諭の職務
2 級	<p>1 略</p> <p>2 幼稚園の教頭、教諭又は養護教諭の職務</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 教育委員会事務局の係長、指導主事、社会教育主事、管理主事、文化財主事又は健康管理主事の職務</p> <p>6 教育センターの指導主事又は研修主事の職務</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p> <p>9 略</p>

	9 略 10 略
3 級	1 略 2 略 3 略 4 教育委員会事務局の指導主査、社会教育主査、義務教育主査、文化財主査、困難な業務を分掌する係の長又は困難な業務を処理する次長、指導主事、社会教育主事、管理主事、文化財主事若しくは健康管理主事の職務 5 教育センターの困難な業務を分掌する係の長又は困難な業務を処理する指導主事若しくは研修主事の職務 6 略 7 略 8 略 9 略 10 略
略	

別表第3の6(第2条の2関係)

研究職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
3 級	1 試験場又は研究所の分場長、室長、科長、試験地長、室長補佐又は特別研究員の職務 2~4 略
4 級	1 試験場又は研究所の場長、センター長、所長、研究技監、次長又は部長の職務 2 博物館の副館長又は課長の職務 3及び4 略
5 級	1 試験場又は研究所の困難な業務を処理する場長、センター長又は所長の職務 2 略

別表第3の7(第2条の2関係)

医療職給料表(1)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
2 級	1 皆生小児療育センターの部長、医長又

	10 略 11 略
3 級	1 略 2 幼稚園の園長又は困難な業務を処理する教頭の職務 3 略 4 略 5 教育委員会事務局の指導主査、社会教育主査、義務教育主査、文化財主査、困難な業務を分掌する係の長又は困難な業務を処理する指導主事、社会教育主事、管理主事、文化財主事若しくは健康管理主事の職務 6 教育センターの困難な業務を処理する指導主事又は研修主事の職務 7 略 8 略 9 略 10 略 11 略
略	

別表第3の6(第2条の2関係)

研究職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
3 級	1 試験場又は研究所の部長、分場長、室長、科長、試験地長、室長補佐又は特別研究員の職務 2~4 略
4 級	1 試験場又は研究所の場長、所長、研究技監又は次長の職務 2 博物館の課長の職務 3及び4 略
5 級	1 試験場又は研究所の困難な業務を処理する場長又は所長の職務 2 博物館の困難な業務を所掌する課の長の職務 3 略

別表第3の7(第2条の2関係)

医療職給料表(1)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
2 級	1 皆生小児療育センターの医長又は副医

は副医長の職務 2～5 略		長の職務 2～5 略	
3 級	1 略	3 級	1 略
	2 皆生小児療育センターの院長、副院長 又は困難な業務を処理する部長、医長若 しくは副医長の職務		2 皆生小児療育センターの院長、副院長 又は困難な業務を処理する医長若しくは 副医長の職務
	3 鳥取療育園又は中部療育園の園長の職 務		
	4 略		3 略
	5 略		4 略
	6 略		5 略
	7 略		6 略
	8 略		7 略
4 級	1 略	4 級	1 略
	2 鳥取療育園又は中部療育園の困難な業 務を処理する園長の職務		
	3 略		2 略
	4 略		3 略
	5 略		4 略
	6 略		5 略
	7 略		6 略

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

